コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

SEMBA CORPORATION
最終更新日：2016年12月16日
船場
代表取締役社長 栗山　浩一
問合せ先：03-6865-8195
証券コード：6540

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、株主、従業員、取引先、地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに企業価値の向上を重視した経営を推進するため、経営理念として「サクセスパートナー」を掲げ、行動指針及び行動規範を制定して企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システム、コンプライアンス、リスクマネジメント、適時適切な情報開示の整備及び強化を推進しております。
また、当社グループは、企業価値の最大化、顧客満足度の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であるとの認識から、より効率的でかつ透明度の高い経営を推進していくために、企業統治の体制や仕組みを更に整備し、継続的に改善することが必要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２－４】議決権の電子行使等
議決権の電子行使、招集通知の英訳については、今後の検討課題と考えております。

【補充原則１－２－５】機関投資家などの実質株主の権利行使
現時点では、信託銀行等の株主はいないため、信託銀行等との協議については、今後の検討課題と考えております。

【原則１－３】資本政策の基本的な方針
資本政策の基本的な方針の公表については、上場後今後の検討課題と考えております。

【原則３－２－１(i)】外部会計監査人・同候補の評価基準
外部会計監査人を評価する基準の策定については、今後の検討課題と考えております。

【補充原則４－11－３】取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要
当社は、取締役会の実効性の分析・評価を行う仕組みを構築しておりませんが、分析・評価を行う手続の策定と結果の開示を行うことは、今後の検討課題と考えております。なお、現状取締役会への取締役の出席率はほぼ100%であり、発言・質疑応答・議論の状況から、意思決定業務及び取締役の業務執行に対する監督機能は、有効に機能しております。

【補充原則５－１】株主との建設的な対話に関する方針
上場後の株主との建設的な対話に関する方針は、重要課題の一つであると認識しており、今後の検討課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４】政策保有に関する方針・政策保有株式の議決権行使基準
政策保有株式については、取引関係の維持・強化を目的に中長期的な観点で保有を行っており、自己資本に対する割合を一定の範囲内として財務的影響を勘案の上、取締役会で決定しております。

【原則１－７】関連当事者間取引についての適正手続の枠組み
当社では、関連当事者取引は原則として実施しない方針です。当該取引を実施せざるを得ない場合には、所定の社内規程に基づき、管理部門による取引審査を前提に、監査等委員会及び取締役会において承認手続を経て実施しております。

【原則３－１】経営理念等や経営戦略、経営計画等
(i)経営理念
当社グループでは企業理念を「サクセスパートナー　私たちは商環境の創造を通じて社会の繁栄に貢献します。」と定め、当社のコーポレートサイトに掲載しております。
(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書に記載のとおりであります。
(iii)経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針・手続
本報告書に記載のとおりであります。
(iv)経営陣幹部・取締役・監査役の指名の方針・手続
取締役候補の選任に際しては、当社の事業領域に関する豊富な経験や広範かつ専門的な知識を有し、適切かつ迅速な意思決定と職務遂行能力等を勘案して決定する方針であります。
社外取締役候補の選任に際しては、取締役の職務執行を監査・監督するための豊富な経験、財務・会計・経営・マーケティングに関する知見等、当社の事業領域に関する知識等を勘案して決定する方針であります。
(v)経営陣幹部・取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明
次回以降の定時株主総会の招集通知において候補者の選任理由等を記載し、公表する方針であります。

【補充原則３－１－１】英語での情報開示・提供
現在、英語での情報開示・提供として、英語版のコーポレートサイトを公開しております。英文での招集通知やアニュアルサポート等への拡大については、上場後の株主構成における海外投資家比率を踏まえて検討いたします。

【補充原則４－１－１】経営陣に関する委任の範囲の概要
当社は、取締役会の意思決定の範囲を、会社法等の法令及び定款に定める事項のほか、組織関連規程（組織規程、業務分掌規程、権限規程、権限基準表等）に定める重要な事項としております。その他一般業務に係る職務権限は、業務執行の機動性と柔軟性を考慮の上、意思決定の迅速性と経営の活力を高めることを基本的な考え方とし、権限規程（権限基準表）に定める基準に応じ、代表取締役、各担当取締役、各執行役員、管理職に委任いたしております。

【原則４－８】3分の1以上の独立社外取締役が必要と考える場合の取組方針
当社では、多様な専門性と経験を有する独立社外取締役を、3分の1に当たる3名選任することにより、取締役会における議論を充実させ、多様な視点や高い倫理観に根差した経営判断を実現させることが可能となり、これにより会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。この考え方に基づき、財務会計に関する幅広い見識と国内及び海外における監査人としての豊富な経験を有する清水

武氏、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有する松居克彦氏、及び企業ブランディング、グローバルビジネスやマーケティングに関する豊富な経験と幅広い知見を有する長田有喜氏を選任しております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準
当社では、独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、東京証券取引所に定める独立役員の独立性判断基準を満たす者としております。

【補充原則4－11－1】取締役の構成についての考え方
取締役の選任については、企業経営において求められる適正かつ迅速な意思決定への寄与、コーポレート・ガバナンスの整備、業務執行の管理・監督機能、様々な知識・経験・能力を有する人員配置のバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。

【補充原則4－11－2】取締役・監査役の兼任状況
当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示いたしております。

【補充原則4－14－2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
取締役へのトレーニング方針は特に定めておりませんが、各種定期刊行物の購読や証券代行機関、日本公認会計士協会、日本監査役協会等が主催する研修会やセミナーなどを活用し、取締役及び監査等委員である取締役として必要な知識の習得に努めております。その内容で重要な部分については、他の取締役に対して報告及び共有を行っております。
また、上場に際して、顧問弁護士や証券代行機関等よりインサイダー取引規制、適時開示関連、代表訴訟等上場企業の取締役に必要な知識の教育を定期的に受ける予定でおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リヤ興産	4,545,000	42.63
栗山浩一	915,000	8.58
船場従業員持株会	893,800	8.38
栗山嘉子	290,000	2.72
栗山茂	290,000	2.72
廣澤敦子	180,000	1.69
中村哲也	10,000	0.10
立花尚登	10,000	0.10
伊藤進悟	10,000	0.10
小山秀雄	10,000	0.10

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

(株)リヤ興産は当社代表取締役社長である栗山浩一の資産管理を目的とする会社であり、栗山浩一及びその近親者で全株式を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水 武	他の会社の出身者											
松居　克彦	他の会社の出身者											
長田　有喜	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 武	○	○	【重要な兼職の状況】 株式会社装備　監査役 株式会社レリア　監査役	清水武氏は、国内及び海外における監査人としての豊富な経験と財務会計に関する幅広い見識を有しております。
松居　克彦	○	○	【重要な兼職の状況】 ―	松居克彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
長田　有喜	○	○	【重要な兼職の状況】 有限会社アーサー・リリーコンサルティング代表取締役社長 デジタルハリウッド大学 教授 東京家政大学 非常勤講師	長田有喜氏は、企業ブランディング、グローバルビジネスやマーケティングに関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の決定に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（事務局）として、内部監査室が担当しております。当該事務局による補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役3名を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では取締役の業績向上に対する意識を高め、結果に応じた報酬を実現し責任を明確にするために「業績連動型報酬制度」を導入し、監査等委員以外の常勤取締役について適用しております。同制度に基づき連結全体と担当部門・子会社業績について、前期との増減及び当期目標の達成度合いを勘案し、次年度の報酬を決定しております。また、株主様からの受託責任に応え、中長期的な企業価値の向上を実現するために「ストックオプション制度」を導入し、当社取締役のうち執行役員を担当する社内取締役に対して新株予約権を付与しております。その総新株発行予定株式数は10,000株、発行価額の総額は2,800千円となっており、個人別割当数は各2,500株となっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

新株予約権の付与対象者は、これまでの会社への貢献を考慮し、かつ広範囲の付与を行うことを目的として、上記当社社内取締役に加え、一定の勤続年数以上の当社従業員、子会社の取締役・従業員に対しても同一の割当数を一律に付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。取締役、社外役員の報酬をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で承認された報酬等の限度内で、監査等委員以外の取締役については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員の協議により決定されます。各取締役の報酬額は、役員報酬規程及び報酬内規に基づき算定されます。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の招集通知、議案及び必要な関連資料は、管理本部総務部が事前に配布しております。また、事前配布した資料について質問があれば回答しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、平成27年３月25日開催の第54回定時株主総会の承認を受けて、同年５月１日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。以下の機関を設置しております。

・取締役会

取締役会は、監査等委員である社外取締役３名を含む９名で構成され、法令・定款に定められた事項及び内部統制システム等の経営に関する重要事項の意思決定を行うほか、業務の執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月１回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

・監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役３名により構成され、業務執行取締役の職務執行の監査及び監督を行っております。監査等委員会は、原則として毎月１回開催されるほか、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催しております。

なお、社外取締役3名とは、善意かつ重大な過失がないときは、当社定款の規程に基づき賠償責任限度額を、法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

・執行役員会

執行役員会は、執行役員以上で構成され、取締役会の決定を受けて業務全般にわたる経営方針及び経営計画等に関する事項を中心に、経営上の重要事項の審議及び各事業本部・本部の重要な案件について審議を行っております。執行役員会は、原則として毎週開催されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業統治の一層の強化と迅速な意思決定を図るために、現状の監査等委員会設置会社を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に向けて、招集通知作成の早期化等の社内体制整備に取り組んでいきたいと考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、当社の決算月が12月であるため、他の多くの上場企業が株主総会を開催する6月ではなく、3月が開催月となっていることから、一般的な集中日の開催は問題とならないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
その他	株主総会においては、プロジェクター等を使用して事業報告をビジュアル化しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	全てのステークホルダーに対して、適時適切にIR活動を実施していく方針であり、今後は当社コーポレートサイトでディスクロージャーポリシーを公表することを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な決算説明会を開催し、決算内容や今後の事業方針等について説明を行う予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて開催を検討いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトにIRサイトを設置し、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載する予定です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室をIRに関する担当部署とし、担当者を置く予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を認識し、企業理念、行動指針及び船場グループ行動規範を制定し、グループの全役職員に対して、法令等の遵守はもとより、高い企業倫理に基づいた事業活動を推進していくことを周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	船場グループ行動規範において、環境保護を明記しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	船場グループ行動規範において、取引の透明性の確保を明記しております。また、金融商品取引法等の法令、東京証券取引所の定める規則及び適時開示・インサイダー取引防止規程に従い、適時・適切な情報提供を行う予定であり、当社コーポレートサイトへの資料掲載等を通じて、情報提供を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。
1. 当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社及び当社グループ会社(以下「当社グループ」という)に共通の企業理念、行動指針及び船場グループ行動規範を定め、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
・当社グループの取締役等が法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるように内部統制システムを構築・運用しております。
・倫理・法令等違反に関する通報体制として、当社グループの使用人等が直接通報・相談する内部通報制度を整備し、法令及び定款に違反する行為がある場合には、コンプライアンス委員会及び取締役会において審議し、適切な措置を講じております。
・業務執行部門から独立した当社の内部監査室が、当社グループに対して定期的に監査を行い、当社の代表取締役、監査等委員会及び取締役会にその結果を報告しております。
・社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
2. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・当社グループ会社に適用する「グループ会社管理規程」を定め、当社の経営企画室をガバナンス責任者として当社グループ会社の業務及び経営に関する指導・管理・支援を行っております。
・当社の内部監査室は、業務の適正を確保するために、当社グループの内部統制の有効性及び効率性を調査し、その結果を当社の代表取締役、監査等委員会及び取締役会に報告しております。
・当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、当社の代表取締役を責任者として、全社的な統制及び各業務プロセスの統制を整備し、その運用を行っております。
3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・当社の取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき「保管文書取扱規程」に従い、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理しております。
4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループに適用する「リスク管理規程」に基づき、当社取締役会において、経営上の重要なリスクについて把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役を統括責任者とする危機管理体制を整えております。
・地震等の自然災害や外的要因に起因する災害の発生時に備えて「危機管理体制マニュアル」を設け、具体的な対応を定めております。
5. 当社グループの取締役、執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しております。
・当社では、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を行うために執行役員制度を導入し、取締役会が決定した方針と「権限規程」に基づいて、各執行役員が業務執行を行っております。また、その業務執行の適切性を確保するために、毎週、執行役員会を開催して進捗管理を行うとともに、重要事項については定期的に取締役会に報告しております。
・当社グループ会社は、「グループ会社管理規程」に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築しております。
6. 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社グループ会社は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要事項について、当社取締役会へ毎月報告を行っております。
7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
・監査等委員会の決定に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人(事務局)として、内部監査室が担当しております。
8. 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
・前号の事務局の補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定 事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。
9. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会事務局は、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。
10. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人(以下、監査等委員以外の者)が、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。
11. 当社グループ会社の取締役、監査役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
・当社グループ会社についても前号と同様に、取締役、監査役等及び使用人(以下、取締役等)又はこれらの者から報告を受けた者が、法令等の違反行為等、当社又は当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社グループ会社の取締役等に対して報告を求めることができることを周知しております。
12. 前2号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等に対し、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等に周知しております。
13. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員会がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払又は償還等を 当社に請求したときは、その請求内容が監査等委員会の職務の執行に不要であると認められた場合を除き、速やかに処理しております。
14. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社の監査等委員会に選定された監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規則」に定め、周知しております。
・監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.当社は、社長自らコンプライアンスの遵守を率先して行っており、平成26年10月27日取締役会において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないこと、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しないことを内容として「反社会的勢力との関係遮断としての基本方針」を定めました。
2.反社会的勢力対応部署の設置については、反社会的勢力排除の取組に関する主管部門を管理本部とし、管理本部担当取締役を責任者としております。
3.反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立及び外部専門機関との連携体制の確立につき、反社会的勢力の情報収集に関して、社外データベース及びインターネット検索、並びに必要に応じて民間調査機関による調査及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への照会などを実施し、外部専門機関との連携を図ることとしております。
4.また、主管部門は、役員及び従業員が反社会的勢力に対して毅然とした対応ができるよう社内教育を実施し、反社会的勢力対応マニュアルを策定しております。
5.暴力団排除条項の導入については、取引先と契約を締結する際には、暴力団排除条項を契約書等の条文中に明記しております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無　　なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――

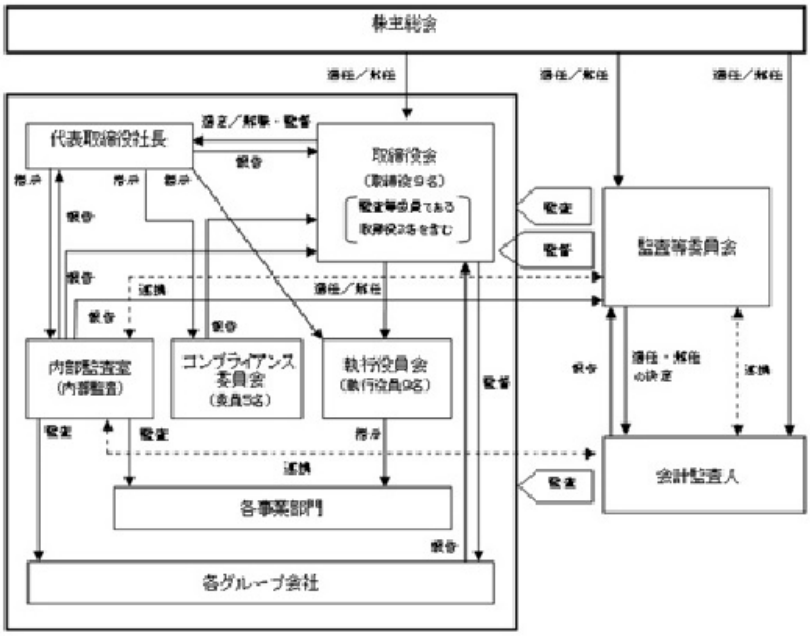

[適時開示体制の概要（概式図）]

(a) 当社に係る発生事実に関する情報等

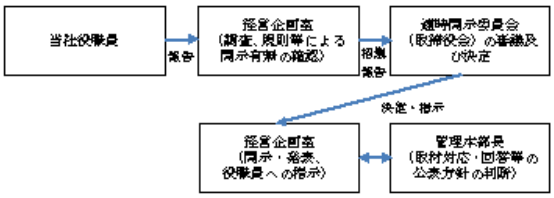

(b) 当社に係る決定事実及び決算情報に関する情報等

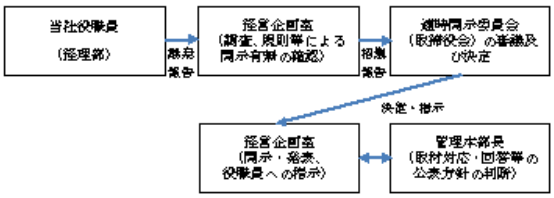

(c) 子会社に係る発生事実に関する情報

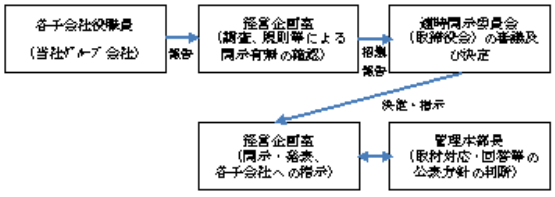

(d) 子会社に係る決定事実及び決算情報に関する情報

